

# ダイヤモンド・プリンセス 2023年日本発着クルーズ アンサーブック 目次



旅客運送約款 ※ご乗船前に必ずご覧ください



## 1 ご出発前の準備



乗船手続きガイド ..... 1~2ページ  
ご出発前の準備 ..... 3~9ページ  
メダリオンのご案内 ..... 9ページ  
ご出発前のチェックリスト ..... 10ページ

SGムービング  
お荷物配送サービスの  
ご案内



## 2 乗下船のご案内



乗船のご案内 ..... 1~5ページ  
下船に向けて ..... 6~8ページ  
下船のご案内 ..... 9~11ページ  
下船時のチェックリスト ..... 12ページ

## 3 船内のご案内



船内生活のご案内 ..... 1~10ページ  
船内施設のご案内・船内の楽しみ方  
..... 10~16ページ  
フューチャー・クルーズ・プログラム  
..... 17~20ページ

## 4 船内での食事



ダイニング・マイウェイ、オーシャン・ナウ  
..... 1ページ  
レストラン／ルームサービス／バー&ラウンジ  
..... 1~7ページ

## 5 寄港地での過ごし方



寄港地での観光 ..... 1~2ページ  
予定寄港地一覧・シャトルバス情報  
..... 3~4ページ

ショアエクスカージョン  
(寄港地観光) お申込み



安全・安心のために



デッキプラン(船内マップ)



## ※乗船前に必ずご覧ください。

ゲストへの重要なご連絡:以下の旅客運送約款を注意してお読みください。この約款は、法律の範囲内において、貴殿と運送人(以下に定義します)との間のあらゆる取扱いを定め、貴殿の法的権利に影響し、貴殿を拘束することになります。特に、適用のある航海の資格要件に関する第5条、COVID-19等の公衆衛生の問題に関する重要な条件、政策、手続及び要件について定める第6条、医療及びその他の個人的サービスに関する第14条、貴殿の死亡、病弱若しくは傷害が発生した場合、又は貴殿の手荷物若しくは身の回り品に係る損害賠償請求がなされた場合における、運送人、船舶その他の責任の制限に関する第15条及び第16条、並びに貴殿の訴権の制限、法廷地の選択、特定の請求の場合における仲裁の義務付け、陪審審理の放棄、及び運送人の船舶の抑留又は差押えを求める貴殿の権利の放棄に関する第17条を精読して頂きますようお願いいたします。

### 第1条 総則:定義及び準拠法

クルーズを予約した時点で、各ゲストは本約款の条項を明確に同意したものとします。クルーズ代金を受領した時点で、運送人は本約款の条項に基づいて乗船券面に記載される氏名のゲストを本クルーズに受け入れます。

ゲストは、本約款に別段の定めがない限り、本約款の解釈、適用及び執行については、日本法が排他的な準拠法として適用され、日本法は、同法に反する他国の法令にとって代わり、これらに優先することを承認します。

本約款は、貴殿とカーニバル・ピーエルシー(以下、「運送人」といいます)の間の完全な理解及び合意を構成し、かつ、口頭によるか書面によるかを問わず、または黙示的か否かを問わず、貴殿と運送人との間の以前の一切の表明または合意に優先します。本クルーズが貴殿自身により購入されたものであり、第三者によって、貴殿のために購入されたものであり、本約款は貴殿と運送人の間の関係を規律するものであり、運送人が署名した書面によってのみ変更することができます。貴殿はeチケットを含む乗船券を第三者に売却、譲渡、移転、信託譲渡又は抵当権設定をすることができません。また、乗船券に名前を記載された者以外の何人に対しても、乗船券の使用を許してはなりません。これに反したときは、貴殿は、これより生ずるいかなる結果について連帯責任を課されることとなります。本約款のある部分又は条項が無効、違法又は執行不能のときは、かかる無効、違法又は執行不能はその部分に限定されるものとし、下記第15条(B)(i)に定める場合を除いては、当該無効、違法又は執行不能の規定は、本約款全体又は本約款のその他の条項に対していかなる影響も与えず、完全な効力を持つものとします。また、下記第6条に記載される、コロナウイルス感染症2019(以下、「COVID-19」といいます)に関する運送人のポリシー及び手続(以下、「COVID-19ゲストプロトコル」といいます)と運送人のホームページに掲載されている同ポリシー及び手続(外部リンク<https://www.princesscruises.jp/cruise-with-confidence/keeping-you-safe-and-healthy/covid-19-guest-protocols/>)との間に矛盾が生じた場合、ホームページに掲載されているポリシー及び手続が適用されます。

本約款に規定する運送人の抗弁、責任制限及び権利において、「運送人」とは、乗船券に記載された船舶、(又は代替船)、貴殿が運送人又は代理人又は船員の指示に従い実際に乗船した船舶、その船主、運航者、管理者、傭船者、代理店及び、それらの関連会社、乗船券の販売代理店であるカーニバル・ジャパン、並びに、その役員、乗組員、水先案内人、代理店、又は、従業員、並びに、全ての店舗営業権者、外部契約業者、医師、医療関係者、小売店関係者、健康及び美容に関わるスタッフ、フィットネスのスタッフ、寄港地の観光業者、ツアーオペレーター、船舶建造者、及び、海上で供給されたか陸上で供給されたかを問わず、船に付属するか、あるいは、船主、運航者、管理者、代理店、傭船者、契約業者又は店舗営業権者が所有又は運用する部品、汽艇、器具、舟艇又は設備の製造会社を含みます。オシャン・メダリオン・プログラムに参加するゲストは、参照により本約款に組み込まれる追加の契約条件に従うものとします。

「本クルーズ」とは本約款あるいは本約款に従って変更された約款に従って発券された乗船券に記載される乗船港から下船港までの予定航海を意味し、航空機、鉄道、陸上輸送又は海上輸送、陸上旅行と航海のパッケージ商品の陸上での宿泊、本クルーズ代金に含まれる宿泊、並びに、クルーズに関連し、あるいはクルーズ中に提供される催し物、寄港地観光、ツアー、港湾施設を含みます。

「本クルーズ代金」とは、貴殿が本クルーズのために運送人に対して支払うべき金額の総額を意味します。本クルーズ代金は、本クルーズ、乗船中の予定された食事及び宿泊、番組放映料、及び/又は運送人が加えるその他の旅行料金、客室勘定付及び/又はクレジットカード付とされる諸費用を含みます。本クルーズ代金は、ビール、ワイン、酒類、ソーダ又はその他のボトル入り若しくは特製の飲料、チップ、予約の過程で購入されたトラベルプロテクション又は本クルーズ中又は関連するその他の付随的な商品、活動、観光、輸送又は個人的サービスの料金、政府の手数料、租税、航空機又はその他の運送サービス費又は手荷物運賃を含まず、これらについては別途料金が課される場合があります。運送人は、代金がすべて支払われていても、実際の航海時における運賃又は燃料費の増額分を請求できるものとします。

「クルーインセンティブ」は、ダイニング、エンターテインメント、ゲストサービス、ギャラリーエリアを含む様々な部門において、クルーズ中にゲストと直接やりとりを行い、及び/又は舞台裏でサポートしている多種多様なクルーへの奨励金として、ゲストの裁量に基づき、自動的にゲストの客室勘定に追加されます。クルーインセンティブ及びサービスチャージに関するポリシーに別段の定めがある場合を除き、クルーインセンティブは、ゲストの裁量により調整されます。「サービスチャージ」は、本クルーズ代金に含まれていない飲料パッケージ、飲み物、ダイニングルームと特別な食事、船内パーティ、その他のサービスやアメニティのオプション購入に自動的に追加されます。運送人が運航する全ての船舶において支払われるクルーインセンティブ及びサービスチャージは、ボーナスを含む報酬としてプールされ、分配されます。詳細については、運送人のクルーインセンティブ及びサービスチャージに関するポリシーをご確認いただくようお願いいたします。運送人のホームページ(外部リンク<https://www.princess.com/html/global/disclaimers/crew-incentive>)でご確認いただけます。

「貴殿」「ゲスト」とは、本クルーズを購入又は予約した者、及び、その者が監督する者を意味し、未成年者、相続人、親族、代理人を含みます。クルーズを購入又は予約したゲストは、全ての同行者から本約款に規定されている全ての条項を承認及び同意する権限が与えられていることを表明します。

租税、手数料及び港湾費用とは、運送人が用いる場合には、国内及び/又は外国の政府機関又は準政府機関によって同社に課される全ての手数料、利用料、通行料金及び税金、並びに船舶が港湾又は港に留まることで生ずる第三者の手数料及び費用を含みます。租税、手数料及び港湾費用は、米国の税関手数料、人頭税、パナマ運河通行料、船渠使用料、埠頭使用料、検査料、水先料、空港税、陸上のツアーで発生する宿泊税若しくは付加価値税又は入国管理手数料、及び、内国歳入庁費用、同様に、航行指示、碇泊、港湾荷役、手荷物の保管・貯蔵及びセキュリティサービスを含みます。港湾費用は、水先案内、碇泊、荷役、手荷物取扱/保管及びセキュリティサービスに関連して第三者に支払われる料金を含みます。租税、手数料及び港湾費用は、ゲスト単位、パス単位、トン単位、船舶単位のいずれかの基準で賦課されます。トン単位又は船舶単位により計算される課税負担は、船上のゲストの数に振り分けられます。租税、手数料及び港湾費用は変更される可能性があり、運送人は、当該料金がすべて支払われていても、航海中、増額分の支払いを求める権利を留保します。

### 取消規定が適用されない場合

1 貴殿が、予約金が支払時から100%払戻が認められない特別価格の商品を購入し、予約を取り消した場合、いかなる状況でも、予約金について払戻、支払、補償、又は、与信を受ける権利を有しません。



2 貴殿が、支払時から100%払い戻されない特別価格の商品を購入し、貴殿が予約を取り消した場合、本クルーズ代金又は本クルーズツアー代金の払戻、支払、補償、又は、与信を受ける権利を有しません。

貴殿が取消料免除プログラムに加入していた場合、貴殿は、このプログラムの提供者であるプリンセス・クルーズの規則に従って、取消を通知しなければなりません。取消料免除プログラムにおける払戻又は与信はそのプログラムの条件に従って行われます。貴殿が運送人を通じて航空券を購入した場合、全ての航空券は運送人の所有となり、運送人のみが払い戻しを受けます。

## 第2条 ゲストの義務

A 貴殿は乗船する前に、以下の手続きを履践しなければなりません。(i) 本クルーズ代金を支払うこと。

(ii) 本約款の条件を理解すること。

(iii) パスポート、査証、国籍証明書、再入国許可書、未成年者に対する許可書、必要な予防接種を受けたことを示す医師の証明書、その他貴殿が旅行する国の寄港地で必要とされる全ての書類等の旅行関係書類を持参すること。ゲストは、必要に応じて適切かつ有効な旅行関係書類を取得し、利用できるようにする責任があります。必要書類を決定するために、旅行アドバイザー又は適切な政府当局に問い合わせることをお勧めします。貴殿が適切な書類を持参していない場合、貴殿は、各種の払戻、支払、補償、又は与信供与がされることなく、乗船を拒否され又は下船させられ、かつ、書類が不適切であった又は法令を遵守しなかったために発生し、運送人が負担した罰金その他の費用を負担するものとし、その金額は貴殿の客室勘定又はクレジットカードに請求されます。

(iv) 予定出港時刻あるいは変更後の出港時刻の少なくとも二時間前には集合し、貴殿がすべての必要書類を所持すること。完成済みの運送人の手荷物札をすべての手荷物に付けること。

(v) 貴殿と貴殿が監督する者が本クルーズに適しているか確認すること(第8条参照)

B 貴殿は、乗船時に、ゲストサービス係において、各種代金を貴殿の客室料金勘定に付けるために、有効なクレジットカードその他の承認可能な支払方法を登録しなければなりません。

C 貴殿は、下船前に、客室勘定に付けられた全額を完済しなければなりません。

運送人は、貴殿が上述の条件を満たさなかったことから生ずる払戻、支払、補償又はいかなる種類の 与信、又は損害について責任を負いません。

## 第3条 安全及び保安に関する通告

運送人は世界中の多くの国の多くの港に寄港します。戦争、テロ、犯罪、天災、内乱、労働争議、及び/又はその他危険を及ぼす潜在的要因によって、いつでも世界中で「トラブルスポット」となる地域が存在します。現地の状況及びインフラも、下船中、ゲストに対する危険を発生させることがあります。したがって、予定されていた航海や寄港地観光、寄港の中止や変更、本クルーズに関連した催し物の中止や変更も必要となるかもしれません。運送人は、貴殿に対し、運送人が所有又は運営する船舶、観光バス、ポート、及び/又は鉄道車両に搭乗中の快適性及び安全性について合理的な保護を提供するための努力を行います。運送人は、戦争、テロ、犯罪その他危険を及ぼす潜在的要因に係る全ての危険を回避することを保証はできません。ゲストが、最終的には、陸地にいる間の行動について自己責任があることを自覚して頂かねばなりません。外務省及びその他の類似の政府機関は、旅行者のリスクについての当該機関の認識に基づき、旅行者に対し、定期的に、特定の都市及び国の現地の状況を詳細に記載した勧告及び警告を発出しています。運送人は、ゲスト及び旅行アドバイザーが旅行の決定を行う際に、当該情報を検討することを強く推奨します。可能性は高くはないものの、船舶は、実際の戦争、戦争類似の活動、又は敵対行為に直面する可能性があります。運送人は、航行時にライトを付けるか否か、平常時における航行、貨物又はその他の事項に関する慣習的な慣行や規則から逸脱するか否か、或いは、航行時に武器又は護衛を付けるか否かなどの判断を含め、あらゆる種類の安全上の懸念に対応する絶対的な権利及び単独の裁量を有するものとし、

船舶への乗船又は他の輸送手段の利用には固有のリスクがあります。このリスクは、例えば、緊急時には船舶又は他の輸送手段から避難しなければならないこと、荒海の場合には船舶又は他の船舶の中を動き回らなければならないこと、並びに十分な医療サービスを受けられないことが含まれます。病人、精神的又は身体的な障害がある方にとっては、これらのリスクがより重大なものとなります。例えば、一部のゲストにとっては、船舶、他の輸送手段又は陸上の施設の全ての領域にアクセスすることは困難又は不可能であると考えられます。また、本クルーズ中の医療救助は、それが海上で行われるか否か、連絡船により行われるか否か、又は予定された旅程から逸脱した形で行われるか否かにかかわらず、ゲストへの危害の危険性を増大させるおそれがあり、様々な理由により実行できない場合があります。運送人は、その単独の裁量を誠実に行使して、船舶からの医療救助を行うか否か、並びにいつ行うかを決定する権利を留保します。

## 第4条 予約及び乗船を拒否する権利: 予約の取消し: 客船での待機又は下船

運送人は、正当な理由の有無、ゲストのキャプテン・サークルのロイヤルティレベル又は既存の利益の有無にかかわらず、いかなる者に対しても本クルーズの乗船予約を拒否し、又は貴殿の本クルーズの予約を取り消すことができる権利を留保します。予定された出航前に運送人によって予約又は乗船を拒否された者に対しては、本クルーズ代金が返金されます。キャプテン・サークルのポイントには金銭価値はなく、現金との交換はできません。運送人は、もし、運送人、船長又は医師の意見により、貴殿又は未成年者又はクルーズ期間中貴殿が監督する者が、何らかの理由でクルーズに適さない場合、貴殿が乗船することで自身の健康を害し又は快適・安全に過ごすことができなくなる場合、貴殿によって他の乗船者の健康が害され又は快適に安全に過ごすことができなくなる場合、もしくは船長の判断が相当であるとされる場合には、貴殿を下船させ、又は、乗船を拒否し、別室で待機させ、隔離し、行動を制限し、部屋を変更し、又はいかなる時でも貴殿を下船させることができます。この場合には、本約款に別段の規定がある場合を除いて、運送人から、払戻、支払、補償又は与信の供与を行うことはございません。運送人は、貴殿の健康状態が旅行に適していることを証明するレターを貴殿の医師に要求する権利を留保します。しかし、そのレターを要求しても、本条で規定する貴殿を下船させ、乗船を拒否する権利を放棄するものではありません。もし貴殿が傷害、疾病、障害若しくは政府又は当局の行為が原因で、若しくは運送人が責任を負わないその他の理由によって、本船内又はその他の場所にとどまることを要求されたときは、別段の定めがある場合を除き、貴殿は、貴殿及び/又は貴殿の同伴者についての食事、輸送、宿泊、医療及び/又は本国帰還費用を含む上記の結果として発生したコスト及び費用を運送人に支払又は補償しなければなりません。もし、貴殿が、本クルーズ期間中何らかの理由で旅行に適さなくなった場合、及び/又は貴殿が途中で下船した場合、貴殿の乗船が拒否された場合、貴殿の予約が取り消された場合、又は貴殿が運送人から出航禁止の通告を受けたにもかかわらずクルーズを予約した場合には、運送人は、一切の払戻、支払、補償、与信の供与、損害について責任を負いません。下記第6条は、COVID-19に関連するリスク(乗船拒否及び下船の条件を含みます)を規定しており、矛盾が生じた場合には、第6条が第4条に優先します。

## 第5条 資格要件: 飲酒、たばこ、賭け事、アルコール飲料

日本及びシンガポールを運航するクルーズのゲストの乗船可能な最低年齢は、乗船時における生後6か月とします。連続した航海日数が2日を超えるその他のクルーズのゲストの乗船可能な最低年齢は、乗船時における生後12か月とします。20歳未満のゲストは、20歳以上のゲストと共に旅行しなければなりません。オーストラリアを航行するクルーズでは、特定の年齢制限が適用されますので、ゲストは、詳細について、旅行代理店に相談するか、旅行パンフレットを参照してください。その他全てのクルーズについては、21歳未満のゲストは、本クルーズ中、当該ゲストを監督する責任を負う21歳以上のゲストと共に旅行しなければなりません。複数の客室を予約した家族及び団体の場合、両親の一人又は法定後見人と一緒に旅行していることを条件として、各客室のうち少なくとも一人は16歳以上でなければなりません。運送人は、当社の最低年齢要件を満たさない学生又は若者のグループによるグループ予約を受け付けることはできません。ゲストは、自分の監督のもとにあるゲストが運送人及び本船の規則を厳格に遵守するように、常に監督することに同意し、それを保証します。

日本の港を出港するすべての船について、賭け事及び飲酒の最低年齢は20歳以上とします。オーストラリア又は日本以外のアジアの港を起点とするすべてのクルーズ、同様に、サウサンプトンを出港する周遊クルーズについては、賭け事及び飲酒の最低年齢は18歳以上とします。日本の港を出港する20歳未満のゲストは、本クルーズ期間中、アルコール又はたばこ製品を購入、所持又は消費することができません。船内は禁煙であり、喫煙は指定された場所でのみ可能です。屋外の喫煙エリアは、明確に掲示されています。ゲストの客室及びバルコニーでは、喫煙が禁止されています。乗船中の喫煙に関する定めに違反した場合、違反1回毎に250米国の清掃費が発生し、貴殿の客室勘定に付けることとなります。

違反が繰り返されたときは、貴殿は、クルーズの終了以前に、一切の料金を払い戻すことなく、下船させられることがあります。電子たばこ、個人用化器、又は電子ニコチン送達システムの使用は、ゲストの客室内(バルコニーは含みません)及び指定された喫煙エリア内に限り許可されます。

ゲストは、次の場合を除き、いかなる種類のアルコール飲料も船内に持ち込まないことに同意します。

- ・飲酒年齢にあるゲスト一人につき、一航海当たりワイン1本又はシャンパン1本(一航海につき750ミリリットル以下)を手荷物に入れて持ち込むことができ、乗船の際に警備員にご提示ください。貴殿が本船に持ち込んで共用部で消費したワイン及びシャンパンについては、ボトル一本につき20米ドルの開栓料がかかります(予告なく変更することがあります)。
- ・運送人から貴殿に対してギフト用として提供されるワイン又はシャンパンは開栓料の対象となりません。ゲスト一人につき一航海当たり1本を超える追加のボトル(750ミリリットル以下)1本につき20米ドル(予告なく変更されることがあります)の開栓料が適用されます。また、これには制限が適用され、船舶又は警備員の観点より過剰とみなされる量のワインの持ち込みは拒否されます。
- ・また、ゲストは、ボトルに入れられた水や炭酸飲料等のノンアルコール飲料を船内に持ち込むことを禁止されています。缶又はパックに詰められた少量のノンアルコール飲料(例えば、スパークリングウォーター、炭酸飲料、ジュース、ミルク)は、ゲストの手荷物(預け入れ荷物ではなく)で運ばれる場合に限り、乗船日に船内に持ち込むことができます。少量とは、一人当たり最大12個の密封された未開封の缶/パックであり、一個当たり12オンス以下であると考えられます。開封されたプラスチック容器に入った飲料については、乗船前にお捨てください。

乗船の際、全ての手荷物が検査の対象となり、許可された量を超えるアルコールを含む禁制品は全て没収され、廃棄されます。手荷物が鍵がかかっている場合、警備員によって鍵は取り除かれるが、若しくは、手荷物を検査し問題となっている物が特定されるか破棄されるまで、警備員は、かかる手荷物を預かります。運送人は、手荷物の鍵の取り外し、アルコール/非アルコールの品物、またはポリシーに違反して排除もしくは廃棄されたその他の禁止品の結果として生じた、いかなる種類の損失、費用、または損害についての責任を負わないものとします。貴殿は、船舶のギフトショップまたは寄港地の免税店で購入したアルコール飲料を運送人に引き渡すことに同意します。運送人は、預かった飲料を、航海を降りる直前に客室に配達します。運送人から貴殿に提供されるワインまたはシャンパンには、開栓料はかかりません。医療機器と組み合わせるための工場で密封された容器(プラスチック容器を含む)内の精製水または蒸留水は、チェックされた荷物に入れることができ、医療機器と一緒に梱包する必要があります。乳児用調製粉乳を再構成するため工場で密封された容器(プラスチック容器を含む)内の蒸留/精製水は、乳児用予約のある専用室のチェック済み荷物に入れることができます。これらには制限が適用され、許容範囲は予告なしに変更される場合があります。

本クルーズの最終日までに妊娠24週目に入るゲストは、本クルーズを予約せず、また乗船しないことに同意します。また、妊娠中のご旅行に関するお問い合わせに関しては、運送人のホームページの、よくあるお問い合わせ(外部リンク[http://www.princess.com/learn/faq\\_answer/pre\\_cruise/prepare.jsp](http://www.princess.com/learn/faq_answer/pre_cruise/prepare.jsp))に掲載されている「妊娠について」の項目をご参照いただき、妊娠中の運航に関する制限事項及び条件の詳細をご確認いただくようお願いいたします。

貴殿は、スパ施設の使用など、本クルーズ中利用可能な催し物、サービス又は設備利用に要求される年齢、性別その他の資格要件を受け入れることに同意し、かつ、貴殿の監督下にある未成年によるこれらの施設の利用についても監督することに同意します。参加者の安全とよりよい実施のために、船内及び寄港地での催し物には年齢制限が設けてあります。運送人及び場合によって外部業者は、状況に応じて、安全上又はその他の正当な理由により、クルーズ中及び寄港地での催し物の資格要件を変更する権利を留保し、ゲストはこれを守することに同意します。

## 第6条 公衆衛生及びCOVID-19の実施及び手続並びにリスクの理解及び容認

- (a) 旅行の可否については、貴殿の主治医とよく話し合い、米国疾病対策予防センター(以下、「CDC」といいます)のウェブサイトで最新情報を確認することを推奨します。CDCは、COVID-19の原因となるウイルスによる重篤な疾患のリスクが高い、又はその可能性がある、基礎疾患を有する個人を、年齢に関係なく特定しています。成人では、COVID-19による重症疾患のリスクは加齢とともに増加します。貴殿は、貴殿又は他のゲストが、船内、ターミナル及び乗船エリア内、寄港地の観光、及び/又は船舶への移動中に、伝染性疾患(COVID-19、インフルエンザ、風邪及び/又はノロウイルスを含み、これに限定されません)にさらされる可能性があることを認識し、理解し、受け入れます。さらに、貴殿は、COVID-19の蔓延の性質上、これらの伝染性疾患やその他の病気の曝露のリスクは、人々が交流したり、共通の設備を共有したりするほとんどの活動に固有のものであり、運送人の制御を超えるものであり、かつ、いかなる状況においても排除することができないことを理解し、これを承諾します。貴殿は、かかる曝露により生ずる重大な疫病又は死亡のリスク及び/又は関連するあらゆる性質の一切の損害、損失、費用及び経費のリスクを含む上記のリスクを、本約款の一部として承知した上で、任意に受け入れます。
- (b) 運送人は、医療、科学及び公衆衛生の専門家からの意見、並びにCDC及び船舶が管轄内にある地方衛生当局を含む国際的、国家的及び地域的な保健当局の指導を受けて、明確なCOVID-19ゲストプロトコルを採用しています。貴殿は、これらの指令が随時変更される可能性があり、これに伴い、運送人のCOVID-19ゲストプロトコルも変更される可能性があることを承認します。貴殿は、乗船前、乗船中、寄港中及び寄港地での観光中、並びに/又は最終的な下船中を含め、常に本約款に記載されているCOVID-19ゲストプロトコルを遵守することに明示的に同意するだけでなく、運送人によって配布される資料及び運送人のホームページ(外部リンク<https://www.princesscruises.jp/cruise-with-confidence/keeping-you-safe-and-healthy/COVID-19-guest-protocols/>)にも掲載されている同プロトコルを遵守することに明示的に同意します。本約款に記載されているCOVID-19ゲストプロトコルと運送人のホームページに掲載されているものとの間に矛盾が生じた場合、ホームページが優先するものとし、当ホームページに従う旨の貴殿の同意は、本約款の不可分の一部を構成するものとします。
- (c) 貴殿は、運送人のCOVID-19ゲストプロトコルが、以下(これに限定されません)を含む又は含む予定であることを承認します。(1)各ゲストが、乗船に先立ち、政府、保健当局又は医療専門家からの助言に基づき運送人の単独の裁量で決定された健康又は旅行に関する質問を含む健康に関するアンケートを正確、真実かつ完全に記入すること、(2)各ゲストの乗船前及び/又は定期的な検査及び検温を実施し、その後、検査結果が出るまで一定期間隔離すること、(3)ウェアラブル端末テクノロジーによる技術を駆使して接触者を追跡すること、(4)ゲストが特定の活動(レストラン、ジム、船内の娯楽イベント及び寄港地の観光が含まれますが、これらに限定されません)に参加することを制限又は禁止する可能性のある、修正された収容人数制限規則、(5)各ゲスト(2歳未満の幼児を除く)に、乗船中は客室外のほぼ全ての場所において、かつ乗船時、下船時及び寄港地観光中に、マスクの着用を義務付けること、(6)乗船中並びに乗船時、下船時及び寄港地観光中、常時、クルーズの同行者(家族及び/又は同じ旅行グループ)以外のゲストとの身体的距離の確保を義務付けること、(7)現地の状況に応じた寄港地観光中の追加的な制限(運送人を通じて販売された寄港地観光のみに参加する場合を除き、目的地での下船を拒否すること、又はゲスト若しくはゲストの同行者がCOVID-19ゲストプロトコルに従わなかったことを理由として再乗船を拒否すること等を含みますが、これらに限定されません)、(8)公共エリアへの出入り時の手指消毒をゲストに義務付けること、(9)運送人の単独の裁量により、COVID-19の蔓延を防止し又は遅延させるために必要な場合、ゲストが客室から出ることを禁ずること、ゲストを隔離すること又は緊急に下船させること、(10)運送人がCOVID-19ゲストプロトコルを実施するために必要な承諾書又は同意書を、適時にゲストに記入させること(医療情報、医療上のプライバシー又は個人データのプライバシーに関する同意書を含みますが、これらに限定されません)、(11)航海時に有効なCOVID-19ゲストプロトコルに記載されている基準に従い、指定された旅程において、ゲストがワクチン接種を行っており、運送人が満足する証拠書類でそのことが示されること、並びに、(12)COVID-19の蔓延のリスクを低減するために運送人がその単独の裁量で必要とみなすその他のポリシー及び手続。
- (d) 本約款の他の規定又は運送人の取消及び払戻に関するポリシー(下記第7条をご参照ください)にかかわらず、貴殿又は貴殿の同行者が、運送人のCOVID-19ゲストプロトコル又は本約款に従わなかった場合には、乗船拒否、下船後の再乗船拒否、船舶内での隔離、下船、政府機関又は保健当局への報告、その他、他者の健康及び快適さを保護するために運送人が単独の裁量で必要と判断する措置を講じる理由となります。このような場合、貴殿はいかなる種類の返金又は補償も受ける権利を有しません。貴殿は、全ての関連する費用及び罰金(旅費、並びに全ての港での適切な旅行証明書又は米国もしくはゲストの居住国から/米国もしくはゲストの居住国へへの出発又は到着のための適切な旅行証明書にかかる費用を含みますが、これらに限定されません)を負担するものとします。いかなる状況においても、運送人は、かかる乗船拒否、再乗船拒否、隔離、下船又はその他の措置を行ったことにより、ゲストに生じた費用、損害及び経費について一切責任を負いません。
- (e) 貴殿は、乗船前14日以内のいずれかの時点において、貴殿がCOVID-19の検査で陽性と判定された場合、COVID-19の徴候又は症状を示した場合、COVID-19に感染していると確認された者又はその疑いのある者と濃厚接触があった場合、或いは、運送人が独自の裁量で貴殿が伝染性の病



気のために乗船することができないと判断した場合、運送人が貴殿及び貴殿の同行者の乗船を拒否することに同意します。このような場合、ゲストが運送人のCOVID-19ゲストプロトコル又は本約款に違反していると運送人が判断した場合を除き、乗船を拒否されたゲストは、運送人が契約する検査機関とは別の機関で実施された検査結果につき、運送人が満足する証明書を提出することを条件として、ゲストが運送人に支払った金額と同額の将来のクルーズクレジットを受領することができます。さらなる詳細につきましては、運送人のホームページに掲載されているCOVID-19による返金及び取消に関するポリシー（外部リンク<https://www.princess.com/legal/covid-19-refund-cancellation-policy/>）をご参照ください。いかなる状況においても、運送人は、これ以外のいかなる補償又はその他の損害（派生的な宿泊費又は旅費に対する補償を含みますが、これらに限定されません）に関する責任を負わないものとします。

(f) さらに、貴殿が運送人のCOVID-19ゲストプロトコルの全てを完全に遵守した場合であっても、乗船後に貴殿がCOVID-19に陽性反応を示した場合もしくはCOVID-19の徴候や症状を示した場合、又は他者の健康及び快適さを保護するために必要であると運送人が状況に応じて独自に判断した場合には、貴殿は、運送人が貴殿を下船させ、寄港地観光後の再乗船を拒否し、又は貴殿及び貴殿の同行者を隔離し、又はその他の措置を講じることができることを了解し、これに同意します。このような場合、下船させられた、再乗船を拒否された又は隔離されたゲストは、本クルーズ代金の未使用分について案分計算された将来のクルーズクレジットを受領することができます。各ゲストは、派生的な旅費及び宿泊費（これに限定されません）を含め、全ての関連する費用及び罰金を負担します。いかなる場合においても、運送人は、ゲストが被ったいかなる経費、損害又は費用も一切負担しません。

#### 第7条 貴殿の都合による取消、払戻、旅行保険/トラベルプロテクションに関する推奨事項及び貴殿の旅行アドバイザー

2021年9月30日又は2021年12月31日までに出発する特定のクルーズ及びクルーズツアーについては、運送人のホームページに掲載されている当社のキャンセルポリシー「Cruise with Confidence Cancellation Policy」（外部リンク<https://www.princess.com/plan/cruise-with-confidence/cancellation-final-payment-policy/>）が適用されます。

貴殿が、貴殿のクルーズ、クルーズツアー、又はクルーズ・プラス・パッケージを取り消した場合は、取消料（第3寝台と第4寝台を含む）をお支払いいただく必要があります。取消料の額は、租税、手数料及び港湾費用、移転費用、追加料金、寄港地及び陸上の観光、並びに事前購入されたギフト及び/又は特別サービスを除く、運賃によります。

貴殿は本条に定める場合を除いて、払戻、支払、補償等の権利を有しません。払戻がされる場合には貴殿のご予約時のお支払い方法により又は貴殿の旅行アドバイザーに直接なされ、貴殿はそこから払戻金を直接受領することになります。貴殿は電話又は運送人が承認したコンピューター予約システムを通じた電子的方法によって取り消すことができます。ただし、運送人に対し、その後、速やかに、書面による取消の確認をする必要があります。かかる場合には、取消は、貴殿が取消を連絡した日の日本標準時における業務終了時刻に効力が生じたとみなされます。

取消がされた場合は、他のクルーズ/クルーズツアーで客室を販売する機会が減少したことを意味する場合があります。貴殿の客室が再販売されたか否かにかかわらず、以下のスケジュールに記載された取消料が適用されます。貴殿は、貴殿の取消により運送人が被る損失を定量化することが極めて困難又は不可能であること、並びに運送人の取消ポリシーで定められた取消料が約定損害賠償額として公正かつ合理的な査定額を表していることに同意します。取消料の金額は、以下のスケジュールに示されているように、クルーズ/クルーズツアーの航海の長さ、並びに、クルーズ/クルーズツアー及びクルーズ・プラス・パッケージの取消の時期に基づいて変化します。

#### ■5日以内の航海

本クルーズ又はランド・パッケージの出発前日数	査定項目	取消料
75日以上	なし	なし
45日から74日	本クルーズ代金	予約金の金額
29日から44日	全ての項目	全額の50%
15日から28日	全ての項目	全額の75%
14日以下	全ての項目	全額の100%

#### ■6日以上 24日以内の航海（ワールド・クルーズ・セグメントを含む）

本クルーズ又はランド・パッケージの出発前日数	査定項目*	取消料
90日以上	なし	なし
57日から89日	本クルーズ代金	予約金の金額
29日から56日	全ての項目	全額の50%
15日から28日	全ての項目	全額の75%
14日以下	全ての項目	全額の100%

\*ホリデー出発とは、クルーズ、クルーズツアー、又はホテル・パッケージの開始日のいずれか早いものをいいます。

予約金が減額されたキャンペーン商品をご予約いただいたゲストの場合、初回取消料は、要求され又は支払われた予約金を超過しないものとします。

#### ■25日以上航海（フル・ワールド・クルーズ及びワールド・クルーズ・セグメントを含む）

本クルーズ又はランド・パッケージの出発前日数	査定項目*	取消料
120日以上	なし	なし
90日から119日	本クルーズ代金	予約金の金額
64日から89日	全ての項目	全額の50%
43日から63日	全ての項目	全額の75%
42日以下	全ての項目	全額の100%

\*項目：本クルーズ、クルーズツアー、クルーズ・プラス・パッケージ、事前購入されたギフト/特別サービス

#### ■全てのクルーズ前及びクルーズ後のホテル・パッケージ（全ての日数の航海）

ホリデー出発前日数	取消料
57日以上	なし
29日から56日	全額の50%
15日から28日	全額の75%
14日以下	全額の100%

\*ホリデー出発とは、クルーズ、クルーズツアー、又はホテル・パッケージの開始日のいずれか早いものをいいます。

取消規定が適用されない場合

- A. 貴殿が、予約金が支払時から100%払戻が認められない特別価格の商品を購入し、予約を取り消した場合、いかなる状況でも、予約金について一切の払戻、支払、補償、又は、与信を受ける権利を有しません。
- B. 貴殿が、支払時から100%払戻が認められない特別価格の商品を購入し、貴殿が予約を取り消した場合、本クルーズ代金又は本クルーズツアー代金の一切の払戻、支払、補償、又は、与信を受ける権利を有しません。

寄港地観光の取消に関するポリシー：寄港地観光に適用される契約条件の詳細については、運送人の寄港地観光の契約条件をご参照ください。(外部リンク[http://www.princess.com/legal/excursion\\_terms\\_conditions](http://www.princess.com/legal/excursion_terms_conditions))。運送人のCOVID-19ゲストプロトコルにより、すべての寄港地観光には、参加、場所、時間、対象となる施設及びゲストが接触する可能性のある相手に関する一定の制限、並びにゲストの人数に関する制限が課されます。ゲストは、公衆衛生上の理由から、運送人がその単独の裁量により、寄港地でのゲストの下船を禁止し、かつ/又はゲストの下船を、運送人が主催する特定の活動もしくは運送人が販売する寄港地観光のみに制限する場合があることを了解し、これを承諾します。

氏名の変更には、運送人の事前承認が必要であり、常に可能とは限りません。氏名及び出発日の変更は予約の取消とみなされ、取消料の対象となります。

旅行保険/トラベルプロテクション：運送人は、本クルーズに関連して生じ得る、貴殿の手荷物及び携帯品の紛失又は損傷、旅行の取消及び緊急避難、事故死又は傷害、並びに病気及び医療費に関して、貴殿が自ら旅行保険及び/又はトラベルプロテクションに加入することを強く推奨します。

貴殿が取消料免除プログラムに加入していた場合、貴殿は、このプログラムの提供者であるプリンセス・クルーズの規則に従って、取消を通知しなければなりません。取消料免除プログラムにおける払戻又は与信はそのプログラムの条件に従って行われます。貴殿が運送人を通じて航空券を購入した場合、全ての航空券は運送人の所有となり、運送人に返還されなければならず、運送人のみが払い戻しを受けます。

旅行アドバイザー：貴殿の旅行アドバイザーは、貴殿を代理して、貴殿の本クルーズ、これに係る旅行、宿泊、寄港地観光、及びツアーを手配します。貴殿の予約金又はその他の金員の貴殿から運送人への送金(これはいかなる時でも貴殿が運送人に対し責任を負います)又は運送人から貴殿への返金を怠った場合を含め(これに限定されません)、旅行アドバイザーの説明又は指示について、運送人は一切責任を負いません。貴殿は、旅行アドバイザーが貴殿の代理店としてのみ行動し、運送人の代理店としては行動せず、貴殿の代理店とみなされることを承認します。さらに、本約款その他運送人からの通信、通知又は情報を旅行アドバイザーが受領したときは、貴殿が受領したとみなされます。運送人が旅行アドバイザーの財務状況や健全性について責任を負うものではないという点に、貴殿は同意します。貴殿が旅行アドバイザーに支払った金員をその旅行アドバイザーが運送人に送金することを怠った場合でも、運送人が支払いを請求するか否かにかかわらず、貴殿には運送人に対する支払い義務があります。貴殿又は旅行アドバイザーが本クルーズを取消し又は短縮しなければならない場合でも、貴殿が取消料免除プログラムに加入し、かつ、そのプログラムの要件を満たす場合を除いては、いかなる払戻、支払、補償、与信の提供もなされません。貴殿が、運送人又は運送人のチケットの代理店から、貴殿の旅行アドバイザーが貴殿に約束した金額より少ない払戻、支払、与信(取消料を含み、またこれに限定されません)を受けた場合でも、運送人も運送人のチケットの代理店も当該不足額について責任を負いません。

**第8条 予定航路を変更する権利、乗船港・下船港の変更、運送の代替、クルーズ及び催し物の変更、並びに寄港地の変更又は除外：代替**  
別段の定めがある場合を除き、運送人は、いかなる理由でも、事前の通知なく、本クルーズを取消し、予定された寄港地、航路、時刻表を逸脱し、予定された寄港地に寄港し、又は、寄港を取りやめ、乗船中又は下船中の催し物を取消し又は変更し、法令及び政府機関による命令に従い；生命財産を保全するための援助を行い、出港又は到着日時を変更し、乗船地又は下船港を変更し、本クルーズを短縮し又は船舶、航空機その他の輸送手段又は宿泊施設で代替することができず。従って、運送人は責任を負うことなく変更する可能性がありますので、本クルーズの予定日程を基準として重要事項の手配、重要会議の日程設定をしないようお願いします。また、船長及び他の輸送手段の運航者は、自己の単独の裁量により、あらゆる者の安全、安心、快適さ若しくは健康のために、又は船舶の損傷若しくは滅失を防止するために必要と認められる措置をとることができます。

貴殿は、予定されていたクルーズの中止の原因となる機械の故障が発生した場合、本クルーズ代金並びに税金、手数料及び港湾費用の全額の返金を受ける権利を有します。貴殿は、クルーズが早期に終了する原因となる機械の故障が発生した場合は、本クルーズ代金及び未使用の租税、手数料及び港湾費用の一部の返金を受けられます。また、予定されていた下船港又は貴殿の居住地(運送人の選択による)まで貴殿を輸送するための旅費、及び予定外の宿泊が必要となった場合の宿泊費の支払を受けられます。取消、変更又は失望が運送人の排他的な管理の範囲を超える場合には、貴殿は、運送人に対し、損害賠償請求をすることができず、運送人は、損害の賠償、本クルーズ代金又はその一部、その他のいかなる支払、補償、又は与信についても、貴殿に対して責任を負いません。運送人が責任を負わない範囲は、第16条(B)に規定された事由に限定されず、悪天候、健康、医療又は環境といった状況、労働、政治又は社会的な紛争又は騒動、又は運輸上、商業上又は安全上の理由、又はクルーズにより船が危険にさらされ、人又は財産を損失、傷害、損害、遅延といった危険にさらすおそれがあると運送人あるいは船長が真摯に判断した事由も含まれます。上記の機械の故障の場合を除き、本クルーズの実行が何らかの事情により、妨げられた場合には、いつでも、本クルーズは終了し、貴殿は上陸しますが、運送人は、本クルーズ代金について、払戻、支払、補償、与信供与を行う責任を負いません。取消又は変更が、上に規定された以外の理由により、かつ、運送人の排他的な管理の範囲内にある ときに限り、運送人の責任は、以下に限定されることに貴殿は同意します。

- (A) 運送人が、本クルーズ開始前に本クルーズを取り消した場合、本クルーズ代金(発生済みの航空券代金、宿泊代金を控除した金額)、租税、手数料及び港湾費用を払い戻します。
- (B) 出港が遅れ、貴殿が船内に宿泊することができなかった場合、運送人は追加費用なしで宿泊及び食事の手配をすることができます。
- (C) 本クルーズの乗船港又は下船港が変更された場合、運送人は、予定されていた港からの輸送を手配します。
- (D) クルーズが早く終了した場合、運送人は、その裁量により、クルーズクレジットを発行し、その割合にて本クルーズ代金の払戻を行い、貴殿を他の船舶に移動させ、又は最終寄港地まで輸送することができます。
- (E) 貴殿が、取り消された寄港地観光又はその他の催し物のために本クルーズ代金を超える金額を運送人に支払った場合、(払戻しがある場合に)貴殿が払戻しを受けられるのは、取り消された催し物のために支払った金額に限定されるものとします。

本約款に明示的に規定されていない限り、運送人は、ゲストが被る現在又は将来の一切の間接的損害又はその他の損害についての責任を負いません。

### 第9条 特別なニーズに関する通知義務

本約款の第3条に記載のとおり、海路での旅行には潜在的なリスクがあることに鑑み、貴殿が特別な医療上、身体上その他の配慮を必要とする場合は、貴殿、貴殿の旅行アドバイザー又は貴殿を代理して旅行の予約をする者は、本クルーズの予約時に、貴殿又は貴殿の監督する者が、本クルーズ期間中、医療上の注意又は対応が必要である旨、若しくは、車椅子の使用又は介助動物の同伴が予定されており又は必要であるといった特別な配慮を必要とする旨を書面で報告しなければなりません。貴殿が本クルーズを予約した後に、上記の特別な必要性又は条件が発生した場合は、貴殿はそれを知った後直ちに、その旨を書面で運送人に報告することが求められます。歩行、会話、その他の機能について障害がある、又は、特別な介助を必要とするゲストは、航海中又は停泊中における船、船渠、舷門、係留その他の船内外の設備のデザイン、構造、運行に関する国際的な、外国の又は現地地の安全基準、基準、又は適用規定によって、船内施設や催し物を利用することが制限される可能性があることを貴殿は確認し承知します。運送人が船内に備えている車椅子は緊急の医療上の目的に限定されていますので、車椅子を使用されるゲストは、ご自身の車椅子を利用してください。運送人が、上記第4条に規定する通り、貴殿又は貴殿が監督する者を下船又は乗船を拒否できることを貴殿は承認し、同意します。貴殿が特定の安全基準及びその他の基準を満たすことができないような限定的な状況においては、運送人は、適切な補助的支援及びサービスが提供されている場合であっても、貴殿のクルーズへの参加の全部又は一部の許可を拒否する権利を留保します。

プリンセス船で旅行する身障者の方は、車椅子のご利用、特別な支援、介助動物の詳細について、プリンセスのウェブサイトの、よくあるお問い合わせ(外部リンク[http://www.princess.com/learn/faq\\_answer/pre\\_cruise/prepare.jsp](http://www.princess.com/learn/faq_answer/pre_cruise/prepare.jsp))のうち、「アクセス可能なクルーズ」の項目をご参照ください。



ゲストは、COVID-19に関して求められる特定の表明に加えて、ゲスト本人及びその同行者が乗船時に心身ともに旅行可能な状態であること、並びに他のゲスト及びクルーに危険を及ぼし、又は航海の逸脱を招くような医学的又は精神的状態にないことを保証します。運送人は、一人で旅行することが困難なゲストについては、航海中に必要となるあらゆる支援について責任を負う同行者を伴って旅行することを推奨します。

#### 第10条 動物の禁止

ペット等の動物を本船に持ち込むことはできません。ただし、障害を持ったゲストのための介助動物についてはこの限りではありません。この場合、貴殿のクルーズ予約時に運送人に対し書面で通知し、運送人が書面で承認することが必要となります。貴殿は、本クルーズに同伴した介助動物に関して発生したいかなる損害又は関連費用についても、運送人に対して責任を負い、償還し、補償することに同意します。また、貴殿は、動物に関連する書類上その他の条件を決定し、それを充足することに同意します。

#### 第11条 無許可の中途下船又は上陸

いかなる港においても無許可で中途下船又は上陸する場合又は出港時に乗船しなかった場合は、そのリスク及び費用は貴殿の単独の負担となります。貴殿は、その後の乗船を拒否される可能性があり、一切の払戻、支払、補償又は与信を受ける権利を有しません。貴殿が、許可された寄港地より前に、船舶を下船し、及び/又は荷物、荷箱若しくは手荷物を陸揚げしようとする場合、貴殿は、現地の関税当局による貴殿及び/又は貴殿の持ち物の検査を受けるため、下船又は陸揚げを予定している港に到着する前日までに、旅客サービスデスクに通知しなければなりません。貴殿がこの要件を遵守せず、貴殿及び/又は貴殿の持ち物が検査のために提示されなかった場合は、貴殿は現地当局から罰金を科される可能性があります。さらに、貴殿は、当該不履行の結果として発生した費用又は罰金を負担し、及び/又はこれらを運送人に補償することに同意します。貴殿は、ある国を出発地とし、その国の他の港に帰港する往復のクルーズにおいては、その国の乗船港以外の港を訪問することはできても、恒久的に下船することはできないことを認めるものとします。貴殿がその国の別の港で下船した場合、その国の政府により罰金又は罰則が科される場合があります。貴殿は、支払運賃を対価として、本クルーズの全行程を終了しなかったために科される当該罰金又は違約金を支払うことに同意します。

#### 第12条 法律及び規制、本船の規則に従う義務、勧誘の禁止

貴殿は、本約款とともに、出入国管理事務所、港湾局、検疫、税関、及び警察機関その他貴殿が旅行する各国又は州の法令に従う義務があります。貴殿は常に、本船、運送人及び船長の全ての規則、規制及び命令に従わなければなりません。運送人の事前の書面による許可なく、他のゲストに対し、商業目的で勧誘し、商品若しくはサービスの宣伝をすることを禁止します。貴殿又は貴殿が監督するゲストが、この要請に違反した場合、いかなる払戻、支払、補償、与信を受けることなく、下船させられることがあり、運送人に対し、このような違反の結果として生じた費用又は科せられた罰金を支払及び/又は償還することに貴殿は同意します。

#### 第13条 運送人の環境ポリシーの遵守

貴殿は、次の運送人の環境ポリシーを遵守しなければなりません。海洋又は水路への物質の排出を含め、いかなる種類の投棄又は汚染も厳格に禁止されています。貴殿は、不法な投棄及び汚染に対して厳格な責任を負うものとします。船内スタッフの明示的な許可を得ずに、無許可の貨物を故意又は過失により船外に排出又は放出した場合は、違反行為ごとに5万円の費用が貴殿の客室勘定に付けられます。さらに、運送人の所有する貨物を無許可で排出した場合には、その取戻費用が貴殿の客室勘定に付けられます。また、貴殿は、貴殿が運送人の環境ポリシーに違反したことにより、政府、政府機関若しくはその役人、港湾若しくは港湾職員が運送人に対して科す罰金、課徴金、又は違反により生じた費用若しくは損失について責任を負うものとします。貴殿が本ポリシーに違反した場合、貴殿は本船から下船させられる場合があります。貴殿が運送人の環境ポリシーに違反したために下船させられた場合は、貴殿は、帰国のために必要な全ての金銭的な費用及び経費を負担しなければならず、未使用のクルーズ料金は返金されません。また、貴殿が将来的に運送人と共に航行する権利は、運送人の裁量により取り消される場合があります。

#### 第14条 健康、医療その他の個人的なサービス

海上を航海し種々の港に寄港する性質上、医療機関の利用が制限され又は遅れが生じ、本船の航行地からは緊急医療救助を受けることができない事態が発生する可能性があります。貴殿の本クルーズに関連する全ての健康、医療、その他の個人的なサービスは、これらサービスの費用を負担するゲストの便宜のために提供されます。貴殿は、貴殿のリスクと費用で、運送人に一切責任を負わせることなく、本船及びその他の場所で利用可能な医薬品、医療処置、その他個人的なサービスを受け又は利用し、貴殿のために発生した一切の医療費、救助費用、その他費用について運送人に補償することに同意します。運送人は医療の提供機関ではありませんので、医師、看護師、その他の医療関係者又は職員は、直接ゲストのために働くのであり、運送人の管理又は監督のもとで行動しているとはみなされません。運送人は、かかる医療従事者の医学の専門技術を監督するものではなく、医師又は看護師が貴殿に対して検査、助言、診断、投薬、治療、予後又はその他の専門的サービスを提供し又は提供しないことによって生じた結果について責任を負いません。

同様に、これに限定されませんが、全てのスバ職員、インストラクター、ゲスト講師、エンターティナー、その他のサービス職員は、直接ゲストのために働く独立した業者であるとみなされるものとします。運送人は、全てのゲストが、本クルーズの終了予定日から14日間分に相当する十分な量の処方薬を準備した上で旅行することを強く推奨します。

#### 第15条 手荷物及び身の回り品、責任制限、検査

貴殿は、服、日用品及び本クルーズに必要なその他の携帯品を入れたスーツケース、トランク、旅行鞆、小鞆、バッグ、洋服掛け等の身の回り品を入れた適切な量の手荷物を船に持ち込むことができます。貴殿が、航空機又はその他の輸送手段によって旅行する場合は、航空会社又はその他の運送会社の約款が、貴殿の旅行に適用されます。貴殿は、火器、禁制品、可燃物又は危険物その他、関連法で禁止された物品、又は運送人が、裁量により、第三者の安全、安心、快適又は健康な旅行に有害だとみなすその他の物品を、船に持ち込むことはできません。禁制品の完全なリストは、プリンセスのウェブサイト(外部リンク[http://www.princess.com/learn/faq\\_answer/pre\\_cruise/prepare.jsp](http://www.princess.com/learn/faq_answer/pre_cruise/prepare.jsp))でご確認いただけます。このリストは予告なしに変更されることがあります。その他持ち込みが禁止される可能性のある物品に関する質問については、運送人にお問い合わせください。運送人が、事前通知の有無を問わず、いつでも、貴殿の客室、金庫、収納場所に立ち入り検査し、もしくは、その所在場所の如何を問わず、貴殿、貴殿の手荷物及び/又は身の回り品を検査する権利を有していることに貴殿は同意します。

貴殿は、荷物又は身の回り品の滅失又は損傷に対する運送人の責任がゲスト一人に対して荷物1個につき25,000円に制限され、15日間またはそれより少ない日数のコースに乗船の場合は最高2個まで、16日間以上のコースに乗船の場合は最高3個までとすることに同意します。運送人は、貴殿の財産又は手荷物の通常の損傷に対する責任を負いません。運送人は、貿易商品、家庭用品、割れ物、又は高価品、貴金属、宝石、書類、有価証券又はその他貴重品を荷物として運ぶことを引き受けません。貴殿は、これらの物品を荷物として容器又はコンテナに入れて運送人に引き渡さないことを保証し、この保証に違反して運送人に引き渡された場合は、運送人は、これら物品のいかなる損失又は損害についての一切の責任を免除されます。これらの物品は、他の手段により貴殿の目的地まで運送されなければなりません。貴重品、代替がきかない物品及び薬は、貴殿が常に所持するものとし、第三者が扱う荷物又はスーツケースに入れられないようにしてください。

運送人は、状況の如何を問わず、貴殿の荷物として運んでいるか否かを問わず、現金、証券、流通証券、宝石、金、銀あるいは同等の高価品又は貴石、絵画、電子製品、コンピューター(携帯型ラップトップが否かを問わない)、DVDプレイヤー、デジタル又はフラッシュドライブのコンピューター機器、ディスク、メモリーカード又はその他の電子記憶媒体、携帯型又は同様のデバイス、携帯電話、カメラ、ビデオ、オーディオテープ、CD、双眼鏡、レクリエーション装置、電動歯磨器、化粧品、電動ヘアケア製品、液体、ラゲッジロック、眼鏡(レンズ、サングラス及びコンタクトレンズを含む)、補聴器、医薬品、医療機器、車椅子、スクーター、リキユール又はその他のアルコール飲料、たばこ、たばこ製品、ビジネス上又はその他の書類の滅失、盗難、損傷、処分について、責任を負いません。貴殿は客室内の金庫を利用することができます。ただし、貴殿が客室の金庫を利用することで本約款に規定されている運送人の責任が加重されることにはならないことに、貴殿は同意します。

運送人が保管又は貴殿が運送人に引き渡した遺失物を含む手荷物又は財産については、下船後90日を超えても、書面にて運送人に請求しない場合には、貴殿はこれを放棄したものとみなされ、運送人のみの財産となること、これに関連した一切の申立権を放棄したとみなされることに同意します。貴殿は、請求した物品の配達のために運送人が負担した一切の手数料及び費用を支払うことに同意します。運送人は、上記の物品又は禁制品を引渡すか否かに関して一切の責任を負いません。

## 第16条 運送人の責任制限、補償

### (A) 一般条項

本約款に規定された責任の制限及び免除に加えて、運送人は、責任の免除又は制限を規定している日本又は他の国の法律、又は国際協定等の全ての法令に準拠します。この中には、1974年の「旅客およびその手荷物の海上輸送に関するアテネ条約」及び1976年の「旅客およびその手荷物の海上輸送に関するアテネ条約改正議定書」（「アテネ条約」）が含まれますが、これらに限定されません。アテネ条約のすべての規定は、それらが本約款に記載されているかのように、本約款に組み入れられるものとします。

- (B) 運送人の支配を超える事由、不可抗力 運送人は、天災、伝染病、パンデミック、感染症の集団発生、公衆衛生の危機、自然災害、燃料及び／又は食糧の調達不能、港湾及び／又は空港の閉鎖、民政又は軍事当局の行為、政府の行為、規制又は法律、政府の命令又は規制、戦争、騒乱、労働紛争、テロ、犯罪、その他潜在的な害悪の原因、政府干渉、海難、火災、船舶の拿捕又は差押え、医療救助その他の援助の必要、その他の運送人の排他的支配を超える事由、又はその他の運送人の過失によって引き起こされたとは判断されない作為又は不作為によって引き起こされた一切の死亡、傷害、病気、又は損失、遅延、その他の人身又は財産の損害の賠償する責任を負いません。
- (C) 精神的苦痛に対する請求 運送人は、貴殿に対し、いかなる場合であっても、一切の精神的苦痛、精神障害又は心理面の傷から生じる損害に対する責任を負わないものとします。ただし、この損害が貴殿に対する身体的な傷害の結果又は身体的傷害の危険が実際にあったことによってもたらされた場合又は運送人が故意に与えたものである場合は、この限りでない。
- (D) 危険の承諾 貴殿は、乗船中、下船中、又は寄港地観光であるかどうかを問わず、本船のプール、サウナ、アスレチック又はレクリエーション設備を使用すること、もしくは団体若しくは個人の活動に参加することによって、貴殿が傷害、死亡、病気その他損失を被っても、自己の責任とすることに同意します。運送人は運送人が所有し又は運航する本船、小型船、連絡船、又はその他の船外で発生した出来事又は第三者の犯罪行為により引き起こされた事象に関して責任を負わないことに、貴殿は同意します。
- (E) 寄港地観光、沿岸のサービス及びその他の輸送手段 クルーズの前後の催し物、寄港地観光、ホテルでの宿泊、食事、又は従業員、施設、輸送手段、製品及びサービスを提供する独立請負業者により提供、所有及び／又は運営される船舶、航空機又はその他の輸送手段によるあらゆる種類の輸送（船舶との間の輸送を含むが、これらに限定されない）など、本クルーズに関連し、本クルーズの前又は後、若しくは、クルーズの期間中提供される、運送人の所有又は運営する船舶、連絡船、観光バス、ポート、及び／又は鉄道車両以外の旅行施設、ツアー、催し物、商品又はサービスは、運送人の監督又は支配が及びません。運送人は、このような催し物、サービス及び輸送又はそれらに関する予約又はチケットの提供、販売をゲストの便宜のために行い、費用を請求する権利を有し、このような寄港地観光、サービス又は輸送の販売による利益を得ることもできます。ただし、運送人は、このような外部業者又はその従業員、輸送あるいは設備を監督支配することを引き受けものではなく、寄港地観光、サービス又は輸送により生じるいかなる損失、遅延、損害、傷害、死亡、不実表示、又は航空便の取消、座席予約の誤り、アップグレード、オーバーブッキング又はチケット発券のトラブルなど、寄港地観光、サービス又は輸送手段が取り消されたことにより生じる失望に対しても責任を負わないこととします。運送人は、明示又は黙示を問わず、これら業者、輸送、ツアー、サービス、商品又は施設の妥当性、安全性、保険又はその他の要素に関し保証しません。これらサービスの責任については、本約款並びに貴殿とサービス会社との間の契約及び／又は料金表が適用されます。貴殿は、このような設備又はサービスを提供する契約者の不履行に対する運送人の責任は、ゲストのために運送人が受領したかかる設備又はサービスの払戻金額を超えないことに同意します。運送人が購入を勧めた寄港地観光又はその他の催し物に関するサービス又は設備を提供する会社又は業者は運送人が本約款の下に与えられた一切の運送人の防御権を享受することができます。

### (F) 補償

運送人の環境ポリシーに関する上記第12条の条件に加え、貴殿は、運送人に対し、貴殿により生じた、又は貴殿又は未成年者その他の貴殿の監督下にあるゲストによる作為、不作為、又は法律又は本約款の違反の結果として運送人に生じた一切の損害、責任、損失、罰、罰金、費用の賠償及び補償することに同意します。

## 第17条 請求又は訴訟の通知、期間制限、仲裁、裁判所、クラスアクションの放棄、物に対する抑留及び差押えの手續に関する権利の放棄

下記の条項は、運送人及び上記第1条の特定の第三者受益者のための条項です。

### (A) 請求の通知及び訴訟提起の期間制限 (i) 傷害、病気又は死亡に関しての請求

ゲストの運送人に対する精神的損害、身体的傷病又は死亡による請求訴訟の提起は、(1) 請求の全ての事項が記載された書面による通知が、その精神的損害、身体的傷害、病気又は死亡の日から6か月以内に日本国東京都中央区銀座6-2-1大和銀座ビル6階の運送人宛になされ、(2) その傷害、病気又は死亡の日から1年以内にその訴訟について、訴訟提起がなされ、かつ、(3) 訴訟提起の日から90日以内に、日本国東京都中央区銀座6-2-1大和銀座ビル6階の運送人宛に訴状の写しが送付されることを条件とします。

(ii) その他一切の主張 ゲストの身体的精神的傷病又は死亡に関しての請求を除き、申し立てられた市民権の侵害、差別法、消費者法又はプライバシー法、その他の制定法上、憲法上又は法律上の権利の侵害、又は本約款又は本クルーズに関し生じたゲストの一切の損失、損傷又は費用についての請求は、(1) 請求の全ての事項が記載された書面による通知が、本契約により特定されるクルーズの実際の終了日又は終了予定日のいずれか早い方から15日以内に、運送人宛になされ、(2) この請求について法的手続きの着手がその終了予定日から6か月以内になされ、かつ、(3) 法的手続きの通知が法的手続き着手日から90日以内に運送人に行われることを条件とします。

### (B) 訴訟の管轄

(i) 傷害、病気又は死亡に関しての請求 本約款又は本クルーズによって、又はこれらに関連して生じたゲストの精神的損害、身体的傷病又は死亡に関する一切の請求又は紛争は、その他の国、州、都市、地方自治体、郡又はその他の場所の裁判所を除外して、日本国東京の東京地方裁判所において排他的に審理されるものとします。貴殿は当該裁判所の管轄に同意し、当該裁判所に提訴される訴訟に関する異議申立権を放棄します。

(ii) その他一切の請求；仲裁の合意 ゲストの精神的損害、身体的傷病又は死亡に関する請求以外で申し立てられた市民権、差別法、消費者法又はプライバシー法等の契約上、不法行為上、制定法上、憲法上、又は法律上の権利に基づく、又は、本約款又は本クルーズによって、又はこれらに関連して生じた損失、損害又は費用についての一切の請求は、少額裁判所に提起された場合を唯一の例外として、外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（ニューヨーク1958）21 U.S.T. 2517, 330 U.N.T.S. 3, 1970 U.S.T. LEXIS 115, 9 U.S.C. §§202-208（以下、「条約」といいます）に基づいて、東京に所在する拘束力のある仲裁廷により専属的に解決されるものとします。貴殿は、いかなる紛争も仲裁人が仲裁条項を適用して解決することに合意します。貴殿は管轄地を承諾し、その仲裁廷で主張することが可能かもしれないこれに反する事項を放棄します。

いずれの当事者も、適用される仲裁規則に規定される場合を除き、陪審員裁判又は仲裁前の開示手續に関与する権利を有しません。仲裁人の決定は最終的なものであり且つ当事者を拘束するものとします。貴殿又は運送人が法廷で有するその他の権利を仲裁では利用できない場合があります。仲裁判断は、ニューヨーク条約や連邦仲裁法に基づいて、管轄裁判所に確認判決を求めることができます。運送人及びゲストは、仲裁において、請求権の主張をしているゲスト又はその利益のために請求が主張されている者の宣誓供述書を作成することに同意します。少額裁判所に提起された一切の請求及び仲裁規則が執行不能か、貴殿の意思ではない理由により仲裁できない場合の請求は、日本国東京の東京地方裁判所において審議されるものであり、それ以外の国、州や都市、地方自治体、郡、又はその他の場所の法廷において審議されるものでありません。貴殿は当該裁判所の管轄に同意し、当該裁判所に提訴される訴訟又は手續の管轄に関する異議申立権を放棄します。

### (C) クラスアクションの放棄

本約款は、関連法に別段の規定がある場合でも、クラスアクション又は代表訴訟によらずに貴殿の個別の訴訟行為を通じた紛争の独占的解決手段を規定しています。運送人に対する一切の仲裁又は訴訟は、クラスアクションの一員としてではなく又は代表訴訟の一部としてではなく、貴殿が個別に提起することについて、貴殿は同意し、貴殿はクラスアクションに参加する法的権利を放棄することに明確に同意します。貴殿の請求が上記第16条(B)(ii)に基づいて、仲裁の対象となる場合、仲裁人はクラスアクションとして請求を仲裁に付託する権限を有しないものとします。貴殿は、このクラスアクションの放棄は上記第16条(B)(ii)の規定から分離できないものとするに同意し、何らかの理由によりこのクラスアクションの放棄が特定の請求について有効ではない場合には、その場合に限り、その請求は仲裁の対象とならないものとします。